



平成29年12月4日

指名停止措置を行いました ～「不正又は不誠実な行為」～

北海道開発局は、大建土木株式会社及びその常務執行役員が労働安全衛生法違反により罰金刑を受けたことから、指名停止2か月の措置を行いました。（「北海道開発局工事契約等指名停止等の措置要領」別表第2第15号に該当）

大建土木株式会社及びその常務執行役員は、名寄労働基準監督署長に虚偽の報告をしたとして、平成29年9月16日に大建土木株式会社が、同年9月15日にその常務執行役員がそれぞれ旭川簡易裁判所から労働安全衛生法違反により罰金刑を受けたため、指名停止を行うものです。

記

1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所
大建土木株式会社	旭川市緑町17-3017-7

2. 指名停止措置期間：平成29年12月4日～平成30年2月3日（2か月）

3. 指名停止措置の範囲：北海道開発局管内

4. 参考

○指名停止措置要領別表第2第15号

措 置 要 件	期 間
(不正又は不誠実な行為) 15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1ヵ月以上9ヵ月以内

【問合せ先】 国土交通省 北海道開発局 電話（代表）011-709-2311

事業振興部 工事管理課 工事契約管理官 武田 雅義（内線5490）

事業振興部 工事管理課 課長 補佐 臼井 義晃（内線5482）

事業振興部 工事管理課 契約指導第2係長 斎藤 臣剛（内線5499）

北海道開発局ホームページ <http://www.hkd.mlit.go.jp/>

